

相模原市第2期消費喚起協力金事業 参加事業者募集要領

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響下において、市内の消費拡大を喚起し、地域経済を活性化するためあらいいお店 感謝（サンキュー）を込めて！さがみはら・みんなのキャッシュバックキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施する。

2 事業への参加要件

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1) 市内に店舗・事務所等、事業所を置き、市内で事業を営んでいること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者(以下「中小企業者」という。)であること(中小企業者以外の事業者で、法人税法(昭和40年法律第34号)第16条に規定する本店又は主たる事務所の所在地が市内である者を含む。)
- (3) (1)の事業所のうち参加を申し込む事業所で、「新しい生活様式」や感染防止対策を実施していること。
- (4) (1)の事業所のうち参加を申し込む事業所で、領収書(領収証、レシート等)を発行していること。

3 参加対象外となる事業者

参加要件にかかわらず、次のいずれかに該当する者は消費喚起協力金事業に参加することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う事業者
- (2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (5) 代表者、役員又はその他事業に携わる者に相模原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいる団体
- (6) その他、市長が適当でないと認める者

4 参加事業者の責務等

キャンペーン期間中に、次のことを行うこと。

- (1) 参加承認の決定を受けた店舗等(以下、「参加店舗等」という。)であることを明確にするため、市が配布するのぼり旗又はステッカー(以下、「キャンペーン参加PR物品」という。)を市民が分かり易い場所に掲示すること。ただし、法令等により屋外広告等の規制がある参加店舗についてはこの限りではありません。
- (2) キャンペーンに申請する市民(以下、「申請者」という。)に対しては、発行した領収書の表面に指定するスタンプを押印又はシールの貼付を行うこと。

(3) 対象外の商品、サービスを含む領収書へ押印する際には、対象外商品については、キャンペーン申請時の合計金額に含まれないことを申請者へ説明すること。

(対象外となる商品やサービスの例)

○国や地方公共団体等への支払い(例:税金・電気・都市ガス・水道料金等)

○商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
(当該参加店舗等のみで使用可能な個別の商品券や回数券などを除く)

○たばこ

○事業活動に伴う仕入商品等の購入、土地の購入 など

対象外の商品、サービスについては、キャンペーン開始まで随時追加し、市ホームページで案内します。

(4) スタンプ又はシールについては、不正利用を防止するため、適正に管理すること。

(5) 自らが発行した領収書以外にはスタンプの押印又はシールの貼付を行わないこと。

5 申込みについて

(1) 申込み方法

本募集要領に同意の上、「参加事業者申込書兼誓約書(第1号様式)」(以下、「申込書」という。)に必要事項を記入して、相模原市役所産業支援課キャッシュバック班へ郵送、又はお近くのまちづくりセンター窓口まで直接持参するか、市特設ホームページ(<https://cbc.city.sagamihara.kanagawa.jp>)から電子申請でお申込みください。

郵送によるお申込みの際の申込書は、各まちづくりセンター、各出張所、各公民館で配布しているほか、特設ホームページからもダウンロードできます。

(2) 申込書提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 産業支援課 キャッシュバック班

(3) 申込期間

令和3年6月15日(火)から令和3年8月31日(火)まで

ただし、参加店舗一覧(印刷物)への掲載は、令和3年7月31日(土)お申込み分までとなり、その後のお申込み分は、特設ホームページのみの掲載となります。また、令和3年8月20日(金)以降にお申込みの場合は、キャンペーン参加物品受け渡しの都合上、お申込み前に必ずお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

(4) その他

○事業への参加料はかかりません。

○市内に複数の店舗等がある場合は、店舗ごとに申込書を作成してください。

○複数の店舗が含まれる商業施設等の一括の申込みはできません。テナントごと申込書を作成してください。

6 申込後の審査

申込後、参加店舗等ごとに参加の可否を市で審査します。承認した場合は参加店舗等ごとに「サンキューキャンペーン参加承認決定通知書」を送付します。

7 参加店舗等の取消

この募集要領に違反する行為が認められた場合、参加承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

8 参加店舗等の周知

- (1) 参加店舗等であることを市民へ周知するため、キャンペーン参加PR物品を1つ配布します。のぼり旗又はステッカーどちらか希望する物品をお選びください。
- (2) 参加店舗等の周知のため、参加店舗一覧(印刷物)を作成・配布する予定です。ただし、印刷物作成のスケジュールの都合で、掲載は令和3年7月31日(土)申込分までとなります。なお、参加店舗一覧(特設ホームページ内)については、令和3年8月31日(火)申込分までの、全ての参加店舗等を掲載します。
ます。
- (3) 申込書の「キャンペーン期間中の独自の販売促進策」に記入いただいた内容は、市特設ホームページ等で紹介します。

9 その他

その他ご不明な点は、相模原市産業支援課キャッシュバック班へお問い合わせください。

以 上

お問い合わせ 産業支援課キャッシュバック班 電話：042-769-8244
